

地方分権を推進する三位一体の改革の実現

提案・要望先 内閣府・総務省・財務省

提案・要望の要旨

- ◎ 地方公共団体の行財政運営に支障を生じさせない計画的な改革の推進
- ◎ 国から地方への税源移譲の推進
- ◎ 地方の自主性の拡大につながる国庫補助負担金の廃止・縮減
- ◎ 地方交付税が果たすべき役割の確保

現状と問題点

【現 状】

- ◎ 当県は、林野面積の割合が全国第1位（84%）であることや、東西に長い海岸線を持つことなどから、災害対策をはじめ行政コストが必然的に高くなっています。また、大都市から離れるなど地理的にも不利な条件下にあるほか、高速道路などの交通インフラの整備も遅れた結果、第2次産業など産業基盤も脆弱です。全国の景気が回復基調にある中でも、有効求人倍率が全国平均を大きく下回る0.45（平成16年3月、全国平均0.77）であるなど各種の経済指標は低迷し、税収の落ち込みが続いています。

このような中、今後30年間に40%の確率で発生すると予想される南海地震や少子・高齢社会の進行、社会資本の整備の遅れなど、様々な行政課題への対応が求められていますが、その財源を国庫補助負担金や地方交付税に頼らざるを得ない財政構造になっています。

【問題点】

- ◎ 三位一体の改革は、地方財政の自主性を高め、住民のニーズに見合った行政を進めていく上で、高知県としても、本来、歓迎すべきものと考えています。

しかし、この名のもとに進められた平成16年度の制度改革は、地方の意見を軽視し、国の一方的な方針の下に進められた結果、地方交付税の削減に偏った、三位一体とは到底認めがたいものになりました。

これまでの取り組み状況と今後の課題

【取り組み状況】

◎ 当県では、平成10年度以降、2次にわたる財政構造改革に取り組み、2年前の平成14年度当初予算では基金の取り崩しに頼らない収支の均衡をほぼ達成していました。平成15年度からは、南海地震対策など四つの重要課題に対応することに併せ、知事部局の職員数を今後5年間で10%削減するなどとした経営方針に基づき、選択と断念による県政の質的転換を進めています。このような中、既に平成16年度の予算は、5年連続のマイナスとなり、平成11年度に比べると、全国で最大の22.4%の削減になっています。

◎ しかも、課税自主権の活用といった面では、全国に先駆けて、平成15年度から県民一人当たり年間500円の県民税均等割を超過負担する「森林環境税」を導入しています。

（一方、県民と2年間議論した上で実現したこの税の規模は年間約1億3千万円ですが、県民の全く知らないところで決定された今回の地方交付税等の削減の影響額は、県と市町村と合わせて400億円近くに達しています。）

【今後の課題】

◎ このような取り組みにも関わらず、平成16年度の地方財政計画で、地方交付税等が大幅に削減された結果、平成16年度の当初予算では、予想していなかった236億円にも上る巨額の財源不足を生じています。

◎ これには、かつてない基金の大幅な取り崩しや、財政健全化債の発行など、緊急的な措置で対応する予定ですが、平成17年度以降の予算編成は、地方財政対策が示されない限り、見通しが立たない状況に陥っています。こうした一方的な地方交付税等の削減が続けば、地方公共団体の自主的・自律的な財政運営は到底不可能なものとなってしまいます。それどころか、財政再建団体に転落し、県民の生活や地域経済に著しい影響を与える事態が生じかねません。

◎ 今後、30年間で40%の確率で発生すると予測される南海地震や高齢社会への対応など、重要課題に的確に応えることができる財政基盤の確立のためには、国と地方との適切な役割分担に基づく地方税財源の確保が欠かせません。

提案・要望の具体的内容、参考図表等

- ◎ 地方公共団体の行財政運営に支障を生じさせない計画的な改革の推進
国・地方を通じた厳しい財政事情を勘案すれば、三位一体の改革によって、地方財政もある程度縮小することは避けられない状況の中、国民生活への影響を少なくすると同時に、地方が国庫補助負担金の一般財源化のメリットを最大限生かすことができるようにするためにも、①改革の最終的な姿、②17年度地方財政対策、③国庫補助負担金の改革の具体案を早期に示し、地方の意見を聞く機会を十分に設けること。

- ◎ 国から地方への税源移譲の推進
 - ・ 税源移譲は、先行決定も含め、積極的に進めること。また、その規模については、昨年^の総理大臣の指示（義務的なものは所要の全額、その他は8割程度を目安）どおり、国庫補助負担金の廃止・縮減に見合ったものとすること。
 - ・ 地方財政の自由度を高めるとともに、地域による偏在が少ない安定的な財源を確保するため、所得税から個人住民税だけでなく、消費税から地方消費税への税源移譲も制度設計の中に組み込むこと。

- ◎ 地方の自主性の拡大につながる国庫補助負担金の廃止・縮減
 - ・ 国庫補助負担金の廃止・縮減が地方の裁量の拡大につながるものとなるよう、奨励的補助金は原則として一般財源化すること。
 - ・ また、平成16年度に行われた、税源移譲を伴わない単なる国庫補助負担金の廃止や、交付金・団体補助への切り替えなどは三位一体の改革とは認められないものであり、今後は絶対に行わないこと。
 - ・ さらに、平成16年度は見送られたものの依然として見直しの議論の対象となっている生活保護費負担金の国の負担率の引き下げなどは、国の責任を放棄し、地方に負担を転嫁させるだけの内容であり、今後も絶対に認められないものでないこと。

- ◎ 地方交付税が果たすべき役割の確保
 - ・ 地方交付税の財源保障機能と財政調整機能は本来一体のものであるにも関わらず、財源保障機能が地方のモラルハザードをもたらしているかのよう^に指摘されることがある（2003.6 財政制度等審議会など）。
 - ・ しかし、地方交付税による財源保障の機能は、国が法令等によって義務付けている事務事業や、標準的な行政サービスを地方が担っていくためのものであり、現在の地方自治の制度そのものを根本から変えない限り、当然確保すべきものであること。

- 制度改正を行う場合にも、平成16年度地方財政対策のような一方的な削減を行うのではなく、削減内容について地方公共団体にあらかじめ明確な説明を行うとともに、地方財政の運営の実態に照らして、一般行政経費のいわゆる逆乖離の問題の解消など、必要な需要を適切に反映させること。
- 我が国の財政再建は、一方的な地方交付税の削減によっては果たしえず、国と地方を通じた仕事の見直しによってしか実現しない。地方交付税の削減ありきの議論は直ちに停止し、地方公共団体に巨額の財源不足が生じることのないよう、いわゆる法定五税の交付税率の見直しなど、本来の地方交付税の趣旨に基づいた制度の運用を行うこと。

【本件に関する連絡先】

	高知県総務部財政課	高知県東京事務所
所在地	〒780-8570 高知市丸ノ内1-2-20	〒100-0013 千代田区霞が関3-3-1 尚友会館 1階
T E L	088-823-9305	03-3501-5541
F A X	088-823-9768	03-3501-5545
E-mail	110401@ken.pref.kochi.lg.jp	120102@ken.pref.kochi.lg.jp
担当者 職・氏名	財政課長 羽生雄一郎 チーフ(地方財政制度担当) 井上 達男	マネージャー(行政情報担当) 野々村勇次